

固定資産税のお知らせ

令和4年度償却資産の申告をお忘れなく

償却資産とは、会社や個人事業主の方で工場・商店・農業などを経営されている方が、その事業のために使用している機械・器具・備品などのことです。

町内で償却資産を所有されている方は、1月1日時点の所有状況について毎年申告が必要です。

申告の対象となる償却資産

- ① 構築物（駐車場・看板等）
- ② 機械・装置（工作機械・印刷機械等）
- ③ 船舶
- ④ 航空機
- ⑤ 車両・運搬具
- ⑥ 工具・器具・備品

※太陽光発電設備（ロッカー・パソコン等）

個人で設置している家庭用以外の太陽光発電設備（野立て、アパート・工場の屋根等）も事業の用に供している資産となりますので申告が必要です。

原則として申告対象外のもの

- 土地・建物（一部建物を除く）
- 耐用年数が1年未満の資産
- 取得価額が10万円未満で、法人税・所得税の申告で、一時損金または必要経費に算入される資産
- 取得価額が20万円未満で、法人税・所得税の申告で、3年間で一括し均等償却される資産
- 自動車税や※軽自動車税の課税対象となる資産

※小型の農耕トラクターに農耕作業用トレーラー（けん引式農作業機）を装着して公道を走行する場合、けん引される農耕作業用トレーラーも軽自動車税（種別割）の課税対象となります。その場合はナンバーの交付申請手続きが必要となります。

申告方法

○ 令和3年度に申告をされた方
12月中に申告書を送付しますので忘れずに提出してください。

○ 新規に申告される方

新たに事業を始めた方で申告する書類が必要な方はご連絡ください。

提出期限

令和4年1月31日(月)

町税の納め忘れはありませんか？

令和3年も残すところ1カ月となりました。税金の納め忘れがないか、もう一度ご確認ください。税金の納め忘れがあると、滞納となり延滞金等が加算され負担が大きくなってしまいます。税金の納め忘れがある場合には、お早めに納付をお願いします。

また、町では納税の公平性の確保と収納率の向上を目的に滞納処分を実施しています。滞納処分とは、地方税法に基づいて実施するもので、金融機関への預金調査や、勤務先への給与調査、生命保険、不動産、売掛金、年金、自動車などを調査し、財産を発見した場合には差押えをして、滞納している税金に充てるものです。

随時、納付相談を実施しておりますので、納税でお困りのことがありましたら、税務課収税係へご相談ください。

◎納税は便利な口座振替で！

町では令和2年度から「口座振替キャンペーン」を実施し、対象者にクオカードを贈呈しています（詳細は、広報やまゆり6月号または町ホームページをご覧ください）。

口座振替により、預貯金から自動的に引き落とされますので、納め忘れがなくなり、金融機関で現金納付をする手間が省けます。口座振替が利用できるのは、八十二銀行、三井住友銀行、ゆうちょ銀行、上田信用金庫、佐久浅間農業協同組合です。

税務課および上記金融機関窓口で専用の用紙がありますので、必要事項を記入してご提出ください。

問い合わせ先 税務課収税係 (32) 3126

税務署からの重要なお知らせ



マイナンバーカードを使って 自宅からスマホで確定申告!

確定申告は、ご自宅からのマイナンバーカードを利用したe-Tax・スマホ申告が便利です。マイナンバーカードとスマホ（マイナンバーカード読取対応）があれば、多くの方が来場される確定申告会場に出向くことなく、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して確定申告をすることができますので、ぜひご利用ください。

ズリットいっばい!マイナンバーカード方式

- ★ マイナンバーカードとスマホがあれば、自宅から24時間いつでも申告できます!
- ★ 画面の案内に沿って入力すれば、自動計算されます!
- ★ 過去の申告データを利用して自動入力できます。
- ★ 還付申告の場合、e-Taxなら早期還付されます。
- ★ 相談はチャットボットや電話でもできます!
- ★ スマホのカメラで源泉徴収票が自動入力されます!
- ★ スマホ申告は、専用画面を用意しています。
- ★ マイナポータル連携により、一部の所得控除等が自動入力されます!



◀動画で見る
確定申告



◀確定申告書等
作成コーナー



◀マイナポータル
連携

問い合わせ先 佐久税務署 0267 (67) 3460

家屋を取り壊した方へ

家屋の固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）に家屋を所有している方に課税します。

家屋を取り壊した場合（一部取壊しも含む）は、該当する家屋を翌年度の課税対象から外すための手続きが必要となります。この手続きは、当該家屋が登記されている家屋であるか、未登記の家屋であるかによって方法が異なります。

▼取り壊した家屋が登記されている場合

法務局で家屋滅失登記の手続きが必要となります。この場合、家屋滅失登記完了後に法務局から町に通知が来るため、町への届出は必要ありません。

※登記とは、土地や家屋の所在や権利関係などを法務局で保管する帳簿に登録することで、その土地、家屋の権利を証明するものです。

▼取り壊した家屋が未登記の場合
未登記の家屋は法務局に登記の情報がないため、町へ直接、届出が必要となります。

なお、課税対象となっていない家屋については、4月に納税通知書に同封しました課税明細書をご確認ください。

住宅用地に対する 課税標準の特例措置について

固定資産税の住宅用地に対する課税標準の特例措置とは、居住用家屋の敷地について200㎡までは課税標準額が評価額の6分の1の額に、200㎡を超える部分（住宅の床面積の10倍まで）については課税標準額が評価額の3分の1の額に減額される特例措置です。

▼特例適用条件

専用住宅、併用住宅、セカンドハウスと認められた家屋に居住されている方が対象となります。

▼申請はお忘れなく
特例措置を受けるには申請が必要となります。

住宅を新築された方や、中古住宅を購入された方は、特例適用の申請をしてください。

問い合わせ先

税務課資産税係 (32) 3126

